一関市有害獣誘因木伐採事業費補助金「申請・交付手続きの流れ」

申請者	市	備考
【市への補助金事前申込】 令和8年12月11日（金）まで 有害獣誘因木伐採事業費補助金事前申込書【様式第1号】 ＋ （添付書類） ①対象樹木の位置図 ②対象樹木の種類・本数がわかる現況写真 ③対象経費の内訳が確認できる見積書の写し ④対象樹木がある土地の所有者等であることを証する書類 ⑤同意書及び委任状（所有者から委任を受けた者が申請する場合） ⑥その他市長が必要と認める書類	提出 → 受付（本庁・各支所） ↓ 現地確認 ↓ 事業実施可否の審査 ※受付から2週間以内が目安	※受付期間中であっても予算がなくなり次第受付を終了します。 ※申込前に伐採した場合は補助対象になりません。 ※市の職員が現地確認を行います。 立会は不要ですが、対象木がわかるよう目印（テープなど）を付けていただくなどのご協力をお願いします。
通知書受理後	← 事業実施が可能である旨の通知書送付	
↓ 伐採着工（業者へ依頼） ↓ 伐採および代金の支払完了 ↓		※予定が変わって伐採を取りやめた場合は、その旨申請窓口までお知らせください。 ※領収書をなくさず、大切に保管してください。 日付、金額を修正したものは無効です。
【市への補助金交付申請】 有害獣誘因木伐採事業費補助金交付申請書兼請求書【様式第2号】 ＋ （添付書類） ①補助対象経費が確認できる領収書の写し ②伐採後の状況が確認できる写真 ③補助金の振込先が確認できる書類（通帳の写し） ④その他市長が必要と認める書類 申請期限：令和9年2月12日（金）まで【厳守】	提出 → 受付（本庁・各支所） ↓ 審査・現地完了確認 ※受付から2週間以内が目安 ↓ 補助金交付決定	※市の職員が現地の完了確認を行います。 立会は不要ですが切り株が確認できる状態にしておいて頂きますようお願いします。
補助金受領（口座振込） ※振込は申請者本人名義の口座に限ります。	← 交付決定通知書送付	

【関係種類の保存について】
一関市有害獣誘因木伐採事業費補助金交付要綱第10の規定により、補助金の交付を受けた方は、補助事業に係る書類を、補助事業完了後5年間保存しなければならないことになっています。